厚真町で、就農するまで

就農の準備をしよう

いざ、実際に就農するとなるとなにが必要なの?

最初は、具体的なことって、みなさんあんまり決めてません。

やるからにはやる、という気概が伝われば、周りの人たちもきっと助けてくれます。

○やる気とチャレンジ精神

途中でリタイアしない強い意志が必要です。

「農業=経営者」、起業には常にリスクがつきもの。気合を入れて臨みましょう。

○家族の協力

結婚している人は、特に配偶者の理解と協力がないと難しいです。まずは説得してみましょう。

○コミュニケーション能力

農村で研修・就農していくには、こちらから積極的にコミュニケーションとることが大切。

○資金

あればあるだけ選択肢が広がります。0円はさすがに厳しいっす。

住むところはどうするの?厚真町に移住しよう

就農するとなると、当然移住をしなければなりません。

住居については、各自で確保が基本です。

町にお問い合わせいただければ、町営住宅・民間アパート等についての情報提供・あっせんの他、町ホームページで空き家バンクの物件情報も提供中です。

町営住宅の賃料は所得に応じて代わり、民間アパートの賃料は4万円程度からあります。

また、地域おこし協力隊・農業支援員には住宅家賃助成があります。 ほかにも、厚真町に短期移住を行う、「ちょっと暮らし制度」もありま すので、お気軽にご相談ください。

実際に、研修したら 1年目

厚真ではどんな研修をするの?

町の主要作物である米、麦・大豆等の土地利用型で農業の基本を勉強します。 それと同時に新規就農者向けの野菜(ほうれん草、かぼちゃ)、花きなども少しずつ体験。

基本的な作業を行い、農業に慣れながら、自分の就農・経営タイプを模索していきましょう。

実践研修の準備をしよう

町と相談しながら、研修に入る農家を選定して、就農までの研修・準備計画書を作成します。 研修先は主に新規参入者の受入団体である「厚真町新農業者育成協議会」の構成農家を中心に 選定し、町内関係機関で構成する認定審査会での審査・承認により、就農研修受入が承認。 2年目からは、ほとんどの研修をその受入先農家さんのところで行います。

研修中の支援制度について知ろう

農業は、研修期間中に無収入にならないよう、期間中の支援制度があります。上手く使って、手堅く就農しましょう。両方同時、にはできません。

○地域おこし協力隊・農業支援員【町】

町から委嘱を受け、町内農業の手伝い【研修】をしながら就農を目指す 任期1年・最長3年まで延長可 毎年2名採用・3月公募予定 月給20万円程度、手当・経費助成有 試験選考(論文、面接等)

○青年就農給付金(準備型) 【国】

最長2年間・150万円/年の給付を受けながら先進農家等で研修し、 就農(独立自営就農・雇用就農)を目指す 就農予定時期の年齢が45歳未満を対象

本格的な就農の準備について知ろう 2・3年目

実践研修をして、就農に近づこう

指導農家の下で、将来作付を予定する作物(経営形態)を中心に重点的に研修します。 このほか、

- · 道立農業大学校新規参入者研修(農業機械高度利用研修5日間、経営計画作成等研修4日間)
- ・ JAの農業後継者向け研修(農業簿記など)
- ・農業改良普及センターの新規参入者向け研修(経営、販売、税法など)

などの各種研修に臨みます。

農地取得など、就農のための最後の準備って?

○農地の取得

就農するためには、農地は必要不可欠です。町の集落アドバイザーと共に候補地の状況を確認し、 就農予定地を決定します。

とは言っても、農地は所有者の大切な資産。簡単に農地を貸してくれるほど甘くはありません。 3年間の研修を通して、農地を貸してくれる人を探し出す、これが最重要課題となります。 所有者との合意後に、町農業委員会による審査を受けて、農地を売買・賃貸することができます。

○機械や施設の準備

営農開始までに施設資材(ビニールハウスなど)や機械(トラクタなど)を確保できるよう 準備(購入・賃貸借)していきます。

地域農家から使わなくなった中古品を安く買えることもあります。

○青年等就農計画(認定新規就農者)【町認定・国制度】

就農5年目を目標年とする農業経営の改善・発展に係る計画書を作成して、支援を受けます。 計画書の内容が認められれば、「認定新規就農者」として認定され、無利子資金の借受や、 青年等就農給付金(経営開始型)の受給が可能となる、大事な制度です。

色々な支援施策を知ろう

まずは、研修中に活用できる支援。

○大型特殊免許取得支援【道担い手センター】

トラクタで公道を走るための大型特殊車両免許取得の支援。

免許取得費用の1/2、上限5万円の助成。

○農家研修受入体制支援【道担い手センター】

1年以上の研修中の怪我などに対応するため、普通傷害共済掛金の 2/3、上限14,566円/1契約の助成

(地域おこし協力隊は公務災害補償があるので不要)

○空き家活用事業【町】

空き家バンクに登録された空き家を賃貸又は購入をした場合、 改修経費の1/2、上限100万円の助成(工事種類毎に上限額有)

以下は、機械・土地の購入等に使える支援。

○厚真町担い手育成夢資金【町】

就農5年以内の新規就農者の機械導入などに対し、

1人1回限り最大240万円の融資(最大120万円償還免除有)

○新規就農者支援対策事業【町】

45歳未満で就農5年以内の新規就農者の農用地取得・賃貸や機械導入などの費用の1/2、上限100万円の助成(1人1回限り)

○青年等就農資金【公庫】

認定新規就農者に対し、最大3,700万円までの無利子融資。 実質無担保・無保証人制度、償還12年うち据置5年以内。

○経営体育成強化資金【公庫】~農地取得にも活用できる低利融資

実際に、就農したら

経営の安定化

集落アドバイザーや農業改良普及センターなどのアドバイスを聞きながら、安定した収穫ができるよう、技術向上を図っていきます。

JAや北海道が主催する栽培講習会などには積極的に参加して、情報収集していきましょう。

農業で、なにをしたいか

農業経営と一口に言っても、色々な経営の仕方があります。

生産に特化して販売は農協などに任せたり、自分で作った作物を自分で売り込んだり、

自分で作った野菜でレストランや加工食品を作ったり、農業経営の傍ら林業などをしたり、

決めるのは経営者であるあなたです。

最終的なビジョンを持ちつつ、情報収集や勉強をして、理想に近づけていってください。

農業経営は、会社を経営しているということを忘れずに、やりたいことを、やっていきましょう。

就農後の支援

就農直後は、技術不足などから作物が取れず、収入にならなかった、なん てことがよくあります。そういったリスクを軽減するために、就農後5年 間の経営支援があります。

農業経営が安定するまでの間は、こういった制度を活用しながら、技術の 向上に努めていくことができます。

○青年就農給付金(経営開始型)【国】

最長5年間・前年の所得に応じ最大150万円/年の給付金 45歳未満で独立・自営就農した者を対象